

知的財産取引適正化ワーキンググループ（第3回）議事録

1 日 時 令和8年1月13日（火） 13:00～15:00

2 場 所 対面（大手町パークビルディング15階 Seminar RoomX,Y）とオンラインの併用

3 出席者

【委員】林座長、鮫島委員、名倉委員、松田委員、松橋委員

【公正取引委員会事務総局】向井官房審議官、柴山企業取引課長、田中優越的地位濫用未然
防止対策調査室長、片岡取引調査室長
企業取引課 全課長補佐
優越的地位濫用未然防止対策調査室 山岡室長補佐

【中小企業庁】坂本事業環境部長、小高取引課長

【特許庁】吉澤総務部長、亀井総務課長

【オブザーバー】東京都知的財産総合センター

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、
日弁連知的財産センター、日本経済団体連合会、日本商工会議所、
日本弁理士会、内閣府知的財産戦略推進事務局

4 議 題 ○知的財産権等に関する実態調査報告書（素案）について

○知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書（素案）について

5 議 事 録

（1）開会、注意事項説明

○公正取引委員会 柴山課長

定刻となりましたので、第3回「知的財産取引適正化ワーキンググループ」を開催いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。私は、公正取引委員会企業取引課長の柴山です。どうぞよろしく願いいたします。

今回も前回に引き続き、対面とオンラインのハイブリッドでの開催となりますので、留意点を3点申し上げます。

1点目、オンラインで参加されている委員・オブザーバーの皆様におかれましては、御発言のとき以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目、通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合は、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただければと思います。

3点目、対面で御参加されている委員の皆様は、御発言時、マイクの電源ボタンを押した後にお話いただきますようお願いいたします。

それでは、まず、開催に当たり、公正取引委員会、中小企業庁、特許庁を代表して、公正

取引委員会官房審議官の向井から御挨拶をさせていただきます。

○公正取引委員会 向井官房審議官

公正取引委員会官房審議官の向井でございます。代表して御挨拶申し上げます。本日は御多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。先日の第2回のワーキンググループでは、実態調査において収集する事例や本ワーキンググループ報告書の方向性などにつきまして、御意見をいただいたところでございます。

これらの御意見を踏まえまして、本日の第3回のワーキンググループでは、現時点での実態調査報告書の素案、そして本ワーキンググループ報告書の素案について御説明を行い、皆様に御議論いただくことを予定しております。

加えて、公正取引委員会では、昨年12月24日に映画・アニメに関する実態調査報告書を公表しておりますので、担当部署から概要を説明いたします。皆様におかれましては、忌憚のない御議論をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。それでは、以後の議事につきましては、林座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(2) 事務局説明 (①知的財産権等に関する実態調査報告書(素案)について)

○林座長

座長の林です。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

まず、事務局から、資料2に基づき知的財産権等に関する実態調査報告書の素案について、また、資料3に基づき、昨年12月に公表された映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書についても併せて御説明いただきます。

○公正取引委員会 田中室長

公正取引委員会優越的地位濫用未然防止対策調査室長の田中と申します。私の方からは、実態調査報告書の素案について御説明いたします。なお、この実態調査報告書は本ワーキンググループにおける議論を取りまとめる知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書とは別に、これまで実施してきましたアンケート調査、あるいはヒアリング事例などを踏まえて、公正取引委員会において、独占禁止法の考え方などをお示しする報告書という位置付けになります。この素案は、全部で80ページ近くになりますので、資料2で概要をまとめた資料がございます。本日はこの資料に沿って御説明いたします。

まず1ページを御覧ください。こちらには実態調査報告書の全体像をお示ししております。調査の趣旨、調査状況、調査結果、知的財産の取引慣行の実態と独占禁止法上の考え方、そして、公正取引委員会の対応で構成されております。本日は特に第2の調査結果、第3の知的財産の取引慣行の実態と独占禁止法上の考え方に焦点を当てて御説明いたします。2ページから5ページにおきましては、アンケート調査の結果を記しておりますが、こちらについては前回のワーキンググループにおいて御説明しておりますので、今回は説明を割愛させていただきます。

続きまして、6ページを御覧ください。こちらは、引き続きヒアリング調査を行っております。12月末の時点で、148の団体や事業者等に対してヒアリングを行いました。基本的には、この148件のヒアリングに基づき、実態調査報告書の作成を進めていく予定でございます。なお、取りまとめまで残された時間は、多くはございませんが、必要であれば今後もヒアリングを実施いたします。

7ページ以降では、ヒアリングで得られた事例を行為類型ごとにまとめて、そして独占禁止法上の考え方を主に優越的地位の濫用の観点で記しております。以下では、以前実施した

製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書、あるいはスタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書で取り上げられていなかった事例を中心に、委員をはじめとする皆様から、これまでワーキンググループの場や個別でいただいた御意見などを踏まえていくつか御紹介させていただきます。

まず、7 ページの NDA の締結拒否の事例でございます。事例を 2 つ挙げておりますが、1 つ目の事例は、商社が介在した事例でございます。そして、この事例に関係する独占禁止法上の考え方を、考え方の 2 段落目に示しております。取引上の地位が受注者に優越している発注者が、取引の相手方である受注者に対し、一方的に、NDA を締結しないまま取引の実施を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響などを懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとしております。なお、米印の 2 つ目に記載しておりますとおり、事例 1 のような商社が介在する事例におきまして、全ての取引において商社が発注者となるわけではございませんが、商社の委託内容への関与の状況など、各取引の個別事情を踏まえて、発注者に商社が含まれる場合もあり得ることを記載しております。

また、米印の 3 つ目には、7 ページ以降の考え方に記載されている「一方的に」について、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」において、「一般に取引の条件等に係る交渉が十分に行われなるときには、取引の相手方は、取引の条件等が一方的に決定されたものと認識しがちである。よって、取引上優越した地位にある事業者は、取引の条件等を取引の相手方に提示する際、当該条件等を提示した理由について、当該取引の相手方へ十分に説明することが望ましい。」とされていることを記載しております。

次に、9 ページを御覧ください。9 ページ以降では、ノウハウ・データの一方的な開示要請の事例を掲載しております。9 ページの技術資料等に関する一方的な開示要請は、過去の実態調査報告書でも掲載している行為類型であり、考え方として、取引上の地位が受注者に優越している発注者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である受注者に対し、当該技術情報の無償提供等を要請する場合であって、当該受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるということを示しております。

そして、米印を御覧いただきますと、9 ページ以降の考え方に記載されている「正当な理由」の説明といたしまして、経済上の利益が無償で提供される場合であっても、当該経済上の利益が、ある商品の販売に付随して当然に提供されるものであって、当該商品の価格にそもそも反映されているようなときは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず、優越的地位の濫用の問題とはならないという考え方を記載しております。

次に、12 ページを御覧ください。一方的な開示要請のうち、9 ページから 11 ページに挙げた行為類型は、過去の実態調査においても挙げたことがあるものですが、12 ページに挙げている産業データについては、これまで挙げていない行為類型であり、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあると記載しております。なお、米印を御覧いただきますと、今回の調査では事例として報告されておりませんが、2017 年に公正取引委員会と競争政策研究センターがまとめた報告書において、事業者による産業データの収集については、独占禁止法上の拘束条件付取引に該当する可能性があることに言及されていることを御紹介しております。

今回の実態調査は過去のものとは異なり、製造業に限定しない業種横断的な実態調査であり、13 ページから 17 ページにかけては、著作権に関する事例も収集しております。

また、価格設定についても事例を収集しております。18 ページを御覧ください。こちらでは対価の一方的決定の事例を掲載しております。2 つ目の事例は、商標権に関する事例でございます。

また、20 ページを御覧ください。対価設定方法の一方的決定ということで、受注者とし

ては、発注者と協議して対価の設定方法を選択したいにもかかわらず、協議の場を設けてもらえず、協議もできていないといった事例でございます。

以下、21 ページから 28 ページにかけては、第 2 回のワーキンググループで御紹介したのも含まれておりますが、無償の技術指導等に係る事例、共同研究開発等に係る事例、共有知的財産に係る不利な取扱いに係る事例、出願干渉に係る事例、知財訴訟等のリスク転嫁に係る事例を掲載しております。

そして 29 ページ以降を御覧ください。これまでのワーキンググループにおける御意見を踏まえ、事業者の利便性の向上を考慮し、独占禁止法上問題となるおそれがある行為類型に加えて、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法との適用関係も整備しております。

なお、これらの適用関係は、あくまでも今回収集した事例に照らしたものであり、事実の内容次第によっては、他の適用条文が該当することもあり得ます。以上が実態調査報告書の概要となります。

○公正取引委員会 片岡室長

それでは私の方からは資料 3 に基づき、昨年末に公表した映画・アニメの実態調査の概要、特に著作権関係について御報告させていただきます。

資料 3-1 を御覧ください。アニメについての報告です。1 ページ目を御覧ください。一昨年、当時、政府全体の成長戦略として新しい資本主義実現会議で議論が行われまして、コンテンツ産業をもっと活性化していくべきという動きのもとで、政府全体として司令塔の設定や海外展開の支援などの様々な施策を御議論いただきました。その中で、独占禁止法等の観点から、取引環境を改善する必要性もあるのではないかと指摘をいただいたところがございます。1 ページに記載しておりますが、一昨年の閣議決定において、映画・アニメの分野においても、クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、昨年年明けから、映画・アニメの実態調査を行うとの記載がなされ、昨年末の新資本実行計画においては、実態調査の実施に加えて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定するという記載がなされたところがございます。このような閣議決定を受けて実態調査を行いました。

次のページ以降は実態調査の手法についての御説明です。ヒアリング調査で制作会社やフリーランスなど様々な当事者の方からお話を伺いました。また、アンケート調査も行い、ホームページには情報提供フォームを設置して、様々な方から情報提供をいただきました。

5 ページを御覧ください。取引主体の概要でございます。アニメと映画共通でございますが、最近では様々な当事者の方が出資されて、製作委員会を作り、製作することが一般的になっています。製作委員会の方から元請制作会社に委託をして、そこから下請制作会社あるいはフリーランスの方に委託してアニメ、映画を制作されています。今回、製作委員会から、制作会社あるいはフリーランスへの取引を中心に調査したところです。

次のページを御覧ください。アニメの市場の概要についてです。アニメは、市場規模がかなり右肩上がりになっています。特に海外の市場規模が急速に伸びており、一昨年は、3 兆 8000 億円の市場規模になっています。アニメの制作会社についてはどのくらいの市場規模かということ、これも同様に額が上がっていますが、一昨年度は 4600 億円です。全体野中で考えると 10%強ですので、制作会社の中には、入るお金が少ないという声があります。更にその下のグラフは、アニメの制作本数です。昨今では大体 300 本作られております。需要が非常に強く、人材もひっ迫しているというような状況と聞いております。

右上には、今回のアンケート調査で御回答いただいた制作会社がどれくらいの規模かということを示しております。赤字にしておりますが、資本金が 5000 万円以下の制作会社が 8 割程度となっており、かなり規模の小さい制作会社が制作に携わられているということです。

次のページですが、本報告書の全体像です。製作委員会と元請制作会社、元請制作会社と下請制作会社あるいはフリーランスといった様々な取引について、契約段階や制作段階とい

った取引段階の様々な行為について調査をしたところです。今回は、著作権関係や、配信事業者等との関係に絞って、御説明させていただきます。

8 ページ目、著作権関係についてのスライドです。権利が譲渡される場合の対価の設定について記載させていただいております。まず前提として、著作権自体が誰に発生するのかということ、発注者である制作委員会か、あるいは制作会社かということ自体が、個別の事情や契約主体によっても変わるところです。その上で、今回御説明するのは、あくまでも今回調査のアンケートで回答いただいた制作会社の御意見であるということをお承知おきいただけますと幸いです。

まず調査結果について、制作会社に著作権が発生しており、それを譲渡する場合に、どれほど対価が支払われているかです。対価が支払われているとの回答は、約4割、支払われていないとの回答は、約2割程でした。

その上で、著作権の帰属主体、譲渡対価についての交渉状況をお伺いすると、「交渉できたことが多い」の回答が約3割、「交渉できなかったことが多い」や「そもそも交渉の場が設けられていない」の回答が合わせて約4割という結果でした。

制作委員会を構成しているような事業者ヒアリングをすると、著作権の帰属の問題もありますが、最終的には契約で定め、制作委員会が保有をするといった場合が多いのではないかという話や、あるいは著作権譲渡対価は制作委託費に含まれているという話がありました。他方で、元請制作会社からすると、自身が著作権を持っていてもなかなか運用できない、あるいは自分達が著作権を持つ必要性を感じていないという答えがある一方で、制作費自体が赤字であるので、著作権の対価が含まれているとは考えられない、などの御意見もございます。また、事業者団体からは、著作権を元請制作会社が保有する場合、著作権ごと納品することを前提に制作委託費を支払っているので、別途譲渡対価という概念は生じ得ないという御意見がありました。

こちらについて、取適法上及び独占禁止法上の考え方という枠を設けております。1つ目のところで、元請制作会社に著作権が発生している場合、元請制作会社が給付の内容に含めて制作委員会に著作権を譲渡させる場合において、著作権の譲渡対価を含む制作委託費について、通常支払われる対価より著しく低い額を不当に定める場合には、買いたたきとして問題となる旨記載をしております。

2点目のところでは、元請制作会社から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、制作委員会が協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合は、問題となるというところがございます。以上が著作権関連の項目についてでございます。

次のページ以降は、動画配信事業者・元請制作会社間の取引についてです。1点目が、制作委託費等の取引条件についてです。制作委託費の額について交渉ができていないかを聞くと、「交渉ができたことが多い」との回答が約4分の3を占めております。他方で、制作委託費の額に満足しているかという質問に対してですが、4分の1が「満足している」、約6割が「満足していない」という回答結果となりました。さらに、制作印税や成功報酬のような「制作委託費以外の報酬についての満足度」については、「満足している」と回答した事業者は1割に満たず、「満足していない」事業者が半数、という結果になりました。

次に、動画配信事業者へのヒアリング結果ですが、制作委託費とは別に一般管理費という形で費用を支払うということです。これは、下記の元請制作会社の回答とも対応するところです。コストが掛かるので、その分を支払うという仕組みになっております。他方で、他の取引ですと、成果報酬等が付けられる場合が最近増えていますが、動画配信事業者との関係だと、制作印税や成功報酬を支払うのは一般的ではないと聞いております。これが、制作委託費以外の報酬についての満足度が低い背景になっている可能性はございます。

次に元請制作会社の側から、重複しますが、コストが掛かった分だけを支払われるのはいいことだが、一方で、制作印税等の儲けがなく、全体としての稼ぎが低いという回答もあったところです。

次に取適法上の考え方というのを、整理しております。様々なコストが支払われた上で、さらに成功報酬等が支払われる等、様々な報酬の支払方法がありますが、価格に関する協議の求めがあったのにもかかわらず、協議に応じなかったり必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定する場合には問題になると記載しております。

次のページが動画配信事業者による視聴回数等の情報開示についてです。動画配信事業者から委託される場合には様々なケースがあります。アンケートを行ったのは、動画配信事業者から、制作会社に対して委託される、いわゆるオリジナル作品の制作を委託される場合です。そのような場合に、成果物の視聴回数がどのくらい開示されているかについて質問させていただいております。「開示されることが多い」あるいは「請求を行えば開示されることが多い」という回答が大体5割程です。逆に「開示されないことが多い」の回答も5割程となっております。開示するにも費用が掛かる、あるいは営業秘密であるという点で、開示するのが難しい場合があるということです。

次に競争政策上の考え方の箇所です。一昨年コネクテッド TV 及び動画配信サービス等に関する実態調査を行っており、そこで示した考え方と重複しますが、動画配信事業者はコンテンツプロバイダーに対して取引上の地位が優越している可能性があり、動画配信事業者が視聴回数等の情報をコンテンツプロバイダーに提供しない場合に優越的地位の濫用に該当するか否かの判断に当たっては、両者の間で十分な協議が行われたか、動画コンテンツの需給関係等様々な事情を勘案して総合的に判断されることとなるということです。独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、コンテンツの対価については、動画配信事業者とコンテンツプロバイダーの間における十分な交渉を通じて設定されることが望ましく、そのため、レベニューシェア型契約の場合だけでなくフラット型契約の場合にも、動画配信事業者は、契約更新時やシリーズ作品又は類似の作品等の契約に当たり、対価についての適切な交渉に必要な範囲で、当該コンテンツに係るユーザーによる視聴状況等に係る情報を提供することが望ましいと記載しております。以上が、アニメ分野についての御説明です。

次に映画についてです。基本的にはアニメと重複した内容となっております。違うところとしては、6 ページ目の市場規模についてです。興行収入について、こちらはアニメと異なり、横ばいとなっているところです。

次に、公開本数の推移についてですが、洋画と邦画合わせて 1200 本くらい、邦画だけであれば 700 本程度で大体推移しています。御存知の方もいらっしゃると思いますが、映画は多様な方々が作られています。大手の会社が作られるようなかなり予算の大きいものもあれば、地方で低い予算で町おこしの一環といった位置付けで制作されるものもあり、一言で映画と言っても様々なものがあります。このような違いがありますが、全体としては、アニメ分野の構造と似ています。

11 ページ目、映画、アニメ共通のところですが、1 点目、様々な事業者の方に本報告書の内容を周知してまいります。2 点目、冒頭で申し上げたとおり、コンテンツ産業活性化戦略として政府全体の取組として、様々な関係省庁と連携しております。本報告書を受けて、関係事業者による取組を注視するとともに、独占禁止法等の違反行為に対しては厳正・的確に対処してまいります。3 点目でございます。元々閣議決定されているところではございますけれども、報告書を出させていただいて、その内容を基に、独占禁止法等及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針を策定し、公表する予定でございます。少し長くなってしまいましたが、以上です。

○林座長

ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がありました内容に関し、御質問されたい方がいらっしゃいましたら、お知らせください。特に資料 2 については、事前に委員の皆様にご覧いただき、詳細なコメントをいただきありがとうございました。事前に御覧いただきから日にちも経っておりますので、ただいまの御説明を受けて、もし御質問がございましたら伺っておきた

と思います。

○名倉委員

資料2の概要9ページで御説明いただいた「正当な理由」の部分ですが、普段仕事をしている感覚としては、製造業において、製品の不具合や品質保証の観点から、受託事業者、あるいは協力会社の製造工程に立ち入り、様々な情報収集をするということがあります。このように、特に、製造業においては「正当な理由」という部分が品質保証や品質管理の面で拡大解釈されているのではないかという印象を持っています。その点について、今回踏み込むとなると様々な御議論もあるのだらうと思いますが、あえて触れないというような形も1つの案だと思います。一方で、拡大解釈されていくと、大きな抜け穴になってしまう可能性もあると思います。その点に関して、実態調査での検討状況などがございましたら、補足で教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○林座長

はい、ありがとうございます。今の点について、公正取引委員会から御回答いただけますでしょうか。

○公正取引委員会 田中室長

ありがとうございます。今回は事例収集をして、考え方を取り上げたというところですが、「正当な理由」の内容について資料に記載しているのは、従来から公表しているガイドライン等の考え方を記載しているものです。今回の実態調査の中で、この部分について新たな考え方を追加で記載するという事は現状検討していないところでございます。

○林座長

ありがとうございます。名倉先生がおっしゃられたのは、「正当な理由」の拡大解釈のおそれということで、NDAとの関係もあるのでしょうか。つまり、NDAで確保する範囲と、開示をしないという自衛手段との兼ね合いでの御質問とも思ったのですがいかがですか。

○名倉委員

はい、ありがとうございます。私の感覚では、NDAで守られる情報と、そもそもNDAがあったとしても守られない極めて貴重な情報とを分けて考える必要があると思います。対価があればノウハウを開示してもよいかという議論にもつながりますが、必ずしも日本における司法、特に秘密情報の保護に関する執行力の弱さは制度的な問題であり、民事訴訟法を変えるしかないという議論なので、今回の議論の枠を超えてしまうと思いますが、他方で、これを所与の条件として考えますと、ここで挙がっている工場見学などが怖いという声は、ずっと中小企業の方から挙げられている状況があります。その中で、品質保証と言っても、行き過ぎた、品質保証の名を借りて情報開示を強要するようなことは、表現が難しいかもしれませんが、何か一定のブレーキがあると、一種の宣言的効果が期待できるのではないかと考えております。

○林座長

はい、ありがとうございます。米印で書いた「正当な理由」についての一般的な定義を超えて、何かの書き込みをするというのは表現が難しいのではないかとはいいますが、名倉先生のおっしゃるところの本質は、皆様理解できることではないかなと思いますので、何かしら名倉先生のご指摘を注意書きなどで反映できればということで、検討したいと思います。

○名倉委員

表現は難しいと思いますので、例えば、品質保証を理由として、過度な情報開示を求める

ことは問題となり得るといような記載でも、最近は大企業もコンプライアンス意識が高いと思いますので、一定の効果は期待できるのではないかと考えております。

○林座長

ありがとうございます。この点について、他の先生から何かございますか。松橋委員お願いします。

○松橋委員

大企業と中小企業で、そもそも NDA に対する意識が異なります。大企業は自社の設計に基づいて協力会社に製造を委託しています。そのため、協力会社である中小企業が、当該大企業の資料を第三者に見せることができず、工場見学を制限するといったケースはあります。

一方、協力会社である中小企業は、いかに品質を保持しつつ安く作るかという点に注力しており、そこで利益を得ています。それにもかかわらず、ちょっとした不具合があることを口実に工場見学をするというのは問題です。悪質な場合には、情報を全て第三者に流出させるような場合もあります。そのため、大企業による工場見学においても、NDA 等によりノウハウの流出に制限を掛けることができれば、中小企業にとって非常に良いことだと思います。

○林座長

ありがとうございます。次に、藤田先生お願いします。

○藤田弁護士

先ほどの御説明には直接触れていなかったかもしれませんが、資料の 2、62 ページに「優越的地位の該当性」という項目があります。こちらの最後に、ユーザーが使いやすいようにという観点かと思いますが、「優越的地位にあると認められる可能性があるのではないか」という、少し慎重な記載になっているところがあります。今回の実態調査の対象の中には、スタートアップも含まれていたと思います。スタートアップは大企業と共同開発を行うことで信用を獲得し、次の資金調達につなげたいというニーズがあり、大企業から無理な要求があっても、仕方なく共同開発を続けたり、事業を進めざるを得なかったりする現実があります。この記述だけだと、本報告書をスタートアップが自分ごとと感じて、使ってもらえるかは少し疑問です。他の公正取引委員会の報告書などで、資金調達の面から優越的地位の濫用として問題になり得るといような記載があった記憶がありますので、この辺りの書き方についてもう少し工夫ができるのではないかと考えています。

○林座長

ありがとうございます。事務局からこの点について、現時点で何か受け止めがあればお願いいたします。

○公正取引委員会 山岡室長補佐

ありがとうございます。スタートアップについては、スタートアップの取引慣行に関する実態調査の報告書に基づく指針がありますので、そのことをおっしゃっているのだと思います。そこでは、基本的にスタートアップと出資会社との取引関係を中心に、優越的地位の濫用やその他の独占禁止法の考え方も示されています。今回の実態調査はスタートアップだけではなくて、基本的に中小企業を幅広く取り入れるものであるため、スタートアップという、限定的な表現ではなくて、資本金や売上げが小さい企業を中小企業という言い方で記載することによって、対象を広く示し、意図を明確にしようと考えた記載になっております。

○藤田弁護士

ありがとうございます。その趣旨は理解していますが、業種を限定せずに横断的にという

趣旨であっても、記載が一般的すぎるため、現場にいる人たちがこれを見たときに、スタートアップに限らず自分ごととして捉えられるかどうかは分からないということが気になりました。もちろん、専門家が付いていれば自分ごととして捉えられるようにアドバイスは可能ですが、専門家がない場合、ユーザーがきちんとこの内容を見てこの考え方に従おうというインセンティブを持てるものになればよいのではないか、という趣旨で発言しました。

○林座長

ありがとうございます。
他の御質問ございますか。松田先生、お願いします。

○松田委員

ありがとうございます。アニメと映画の実態調査について基本的な質問をさせていただきます。例えば、アニメの方の資料3-1の5ページに「取引主体と収益構造」という図があり、とても分かりやすく示されています。コンテンツ産業においては、まず原作や原案、つまりキャラクターやストーリー、コンセプトといった金の卵のようなものが持ち込まれて、それを商業化・具現化する段階を主に扱っている調査だと認識しています。ここで、原作や原案が出版社などから持ち込まれることが前提となっています。その上で、制作委託契約は、それを具現化するためにスキルを使っているわけで、共同開発のように一緒にコンセプトを出し合い、原案や原作にアイデアを加えて、例えば新しいキャラクターを創出するといった場合についても調査結果には含まれているのでしょうか。それとも、単に「これを作ってください」という形で、作ってもらう役割に徹している場合が多いのか、その点をお伺いしたいと思います。

○林座長

ありがとうございます。それでは御回答お願いします。

○公正取引委員会 片岡室長

ありがとうございます。このスライドでは、最近主流とされている製作委員会方式について、また、出版社との原作利用許諾契約についても記載しており、最近の有名な作品に多いような構造について記載しております。しかし、今回の実態調査はそうした場合だけに限定しているわけではなく、広く対応しています。自ら著作権を運用したりするような、意欲的で技術力のある制作会社であれば、自ら出資者を募り、権利は自分たちで保持したままオリジナル作品を制作し、利益を得ているケースもあります。本スライドでは典型的な場合を書いたものですが、他の場合もございます。

○林座長

ありがとうございます。名倉委員お願いします。

○名倉委員

すみません。私も同じ図表のところの質問です。まず用語的なところでクリエイターといっても、出版社や著作者等、力関係はケースバイケースとしてあるようには聞いているところです。私の質問ですが、感覚的にテレビ放映での収益は非常に限定的であり、この産業の市場規模の中でも、商品化が収益のかなり大きな割合を占めつつあるのではないかと感じています。特に大型ヒット作などにおいては、その傾向が顕著だと感じていますが、いかがでしょうか。背景として、クリエイターの方々を狭い意味で捉えてしまうと、取適法の観点から保護すべき対象として配慮が必要だと思います。現場で実際に作画などを担当するフリーランスの方々は、高度な技術を用いています。例えば学食のカレーと高級カレーを描き分けるといった細やかな技術的差異もあります。こうした「手作り感」は、日本のアニメの特徴の

1 つであり、海外の CG とはまた異なる価値を生み出しています。政策的にこの点を考慮する際、クリエイターという言葉が狭義になってしまうと、配慮が不足する可能性があります。調査や報告においても、クリエイターは広く含めるべきであるということが、分かりやすく示されると良いと思います。また、彼らへの適正な収益配分も重要ですが、必ずしもプロフィットシェア方式が最適とは限りませんが、市場の全体収益のごく一部だけでもクリエイターに還元されれば、状況は大きく改善すると考えます。実際、商品化を行う事業者はかなりの利益を上げているケースもあります。このようなフリーランスの方々にとどの程度のお金が回っているのかといった点も含めて、教えていただければと思います。

○公正取引委員会 片岡室長

はい、ありがとうございます。大きく3点の御指摘をいただいたと認識していますが、まず1点目についてはおっしゃるとおりだと思います。既に御存知かもしれませんが、従来はテレビ局が放送するために、制作会社に作品の制作を依頼しておりましたが、90年代以降、リスクを分散する製作委員会の形態をとるような形も出てきて、最近では配信サービスが増加し、製作委員会が放送枠を買い、そちらを宣伝の場として用いて、その上で、配信やその他の多様な展開がなされるということも増えている状況です。配信ではプリセールスとして高額で買われるなど、製作委員会が潤う場合もあると認識しております。

2点目のクリエイターという用語については、冒頭で示した図のとおり、アニメ制作の中心となる動画クリエイターや作家にかかわらず、音響など多様な職種の方も広く対象に含んでおります。

3点目の資金の流れに関しても御指摘のとおりで、製作委員会には様々なプレイヤーが参加しており、海外展開等の様々な展開を行い、収益を生み出しています。先ほど申し上げたプリセールスや商品化は収益を上げる場合も多いので、窓口を持っている構成員は、手数料などの報酬を得ている方も多く、潤っている状況なのではないかと思えます。最近では、配信事業者との契約も高額化しており、製作委員会全体としてより多くの利益が生み出されています。また、アニメについては需要が大きいということもあり、制作会社にも制作印税等での還元が徐々に増えているという印象で、取適法の改正もありましたので、こちらもこのような動きを後押できるのではないかと思います。

○名倉委員

ありがとうございます。質問が長くなってしまい申し訳ありません。アニメの市場規模についてですが、制作にかかる費用だけでなく、例えばグッズ販売会社のグッズ関連の売上げも含めて統計を取られているのでしょうか。

○公正取引委員会 片岡室長

ありがとうございます。6ページ目の左側でアニメ産業全体の市場規模を示しております。これも推計に苦勞する部分があると思いますが、商品化というところがあり、それに伴う様々な売上げが含まれていると承知しております。

(3) 自由討議 (①知的財産権等に関する実態調査報告書(素案)について)

○林座長

はい、ありがとうございます。今、御質問ということで、實際上、自由討議に入っている部分もありましたが、それでは、資料2の実態調査報告書についての自由討議をさせていただきたいと思えます。挙手制で自由討議をしたいと思えます。

実態調査報告書は、80ページ近いですが、第2の4のところ、アンケート結果が(1)から(9)までありまして、第2の5のところ、ヒアリング結果が(1)から(9)まであります。そして第3のところ、独占禁止法上の考え方ということで総括などを行っているという構成

になっております。どこの部分からでも結構です。表現などについては既にいただいた御意見については対応済みだと思うのですが、もう一度、本日時点で読み返して、疑問点がございましたら、是非御意見をいただければと思います。

○鮫島委員

本報告書を大企業の方々が読むことを想定すると、一方的な開示要請や無償のデータ提供など、様々な類型が挙げられていて、考え方としては、ほぼ一律に、取引上の地位が受注者に対して優越している発注者、つまり大企業が、正当な理由がないのに取引の相手方である受注者に対して要求を行い、受注者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、という条件設定がされております。これは、大企業と中小企業の間では、ほぼ該当するのではないかと思います。正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用の問題になるおそれがあるという記載ですが、大企業からすると、優越的地位の濫用にならないためには、「正当な理由」を積み重ねるしかないという考えになるわけです。そしてその「正当な理由」が何かという点ですが、注釈には、例えば、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方での記載が載っています。ただし、この「正当な理由」は数多くある正当な理由の中のほんの一部を切り取っただけであり、全てを示しているわけではありません。大企業側の人間からすると、結局、中小企業やスタートアップと取引をすると、全て優越的地位の濫用になりかねない、という印象を持ってしまうかもしれません。個人的には、大企業と中小企業、スタートアップのオープンイノベーションが盛んになろうとしている今、この取組に悪影響が及ばないのかということをご心配しています。このあたりは非常に本質的な議論だと思いますが、どのように考えるべきか教えていただけますでしょうか。

○林座長

ありがとうございます。事務局から現時点でお答えになれることがありましたら、いただきたいと思っております。

○公正取引委員会 田中室長

ありがとうございます。正当な理由については、現状、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方のところを抽出しているところでございます。その上で、今回の実態調査の方は、個々の行為類型を記載しておりますが、大企業と中小企業の事業者間の取引を抑制する趣旨ではなくて、立場の違いがあるところで、特定の行為については、注意してくださいという趣旨で掲載をしているところでございます。

○鮫島委員

趣旨は当然分かっています。しかし、過剰反応かもしれませんが、これをそのまま公表してしまうと、大企業の方々は当然この会議に参加しておらず文脈が分からないので、中小企業との取引をやめようという可能性もあるのではないかと少し気になりました。こういった場合、どうすればよいのでしょうか。もし公正取引委員会の経験から、問題ないと考えられるのであればそれでいいですし、あるいは確かにそうした視点から見ると、もう少し何か考えなければならぬのではないかと、ということであれば、それもまた検討すべきだと思います。結局のところ、どう考えればよいのでしょうか。

○公正取引委員会 山岡室長補佐

ありがとうございます。ここに書かせていただいている考え方は、この実態調査において初めて示されるものではありません。優越的地位の濫用に対する考え方は、元々公正取引委員会が作成している優越ガイドラインに示されています。基本的には、優越的地位に該当するかどうかは、取引依存度など、様々な要素を考慮して判断することが既に示されています。

今御指摘いただいた「正当な理由」についても、元々その優越ガイドラインに記載されている内容を引用する形で、今回の調査は業種横断的な観点があるため、新たな考え方を出すのではなく、一般的に通用するものを示そうという趣旨で行っております。したがって、既に世の中に出ているものを記載していることから、現時点でそのような反応を引き起こすことはないのではないかと考えております。

○鮫島委員

ありがとうございます。私もそうなればいいなと思っております。

○林座長

ありがとうございます。この点について、他の方からも何か御意見がありましたら伺えればと思います。冒頭に、「正当な理由」の書き方についての御質問もあったところです。名倉先生お願いします。

○名倉委員

この議論に付け加えたいところはないですが、一言だけ言います。私の感覚としては、正当な理由を求めると、一般的な条件についてそれなりに意識を払うこととなります。その結果、協議が促進されるというところにつながっていくといいなと思っておりますし、おそらくこの好循環が生まれるのではないかと期待しているところでございます。

○林座長

ありがとうございます。皆様のおっしゃっているとおり、委員に大企業代表の方はいらっしゃらないので、大企業抜きにして余りにも偏ったものになるというのは望ましくないと思っております。一方で、書かれている定義は、先ほど事務局から御説明があったとおり、長年、公正取引委員会のガイドライン等と言われてきたところでもあります。そのため、書いていることが理解できなかった際に、類型ごとのポジティブリスト又はネガティブリストなどの書き込みが必要なのかというところは議論の余地はあると個人的には思います。しかし、相対的な関係性と行為類型の事案というところで、表現の仕方が難しい等の問題があって今日ここに至ると思っております。鮫島委員お願いします。

○鮫島委員

逆に言うと、中小企業側の弁護士としては、こうしたものを作っただけすることは非常にありがたいと考えています。しかし、おそらくそれに対する反作用のようなものが起こる可能性もあるかもしれません。それはそれでやむを得ないと考えています。まず第1に、これを公表した場合に、大企業を中心とした関係者がどのような反応を示すのかを注視する必要があります。このような政策は、常に社会に新しい刺激を与え、それを見ながら必要に応じて是正していくものだと思っております。ですので、これ自体を全面的に否定するつもりはもちろんありません。ただ、そうした次の点があるかもしれない、という趣旨でお伝えしたつもりです。

○林座長

非常にこのテーマの本質的なところについて、御意見いただいたのではないかと思います。経団連の近藤様お願いします。

○日本経済団体連合会 近藤産業技術本部上席主幹

オブザーバーとして参加しております、経団連の近藤でございます。経団連は必ずしも大企業だけで構成されているわけではなく、中小企業やスタートアップも含めて活動しているところですが、前回参加させていただいた際に、このような報告書が出た場合、その内容を

十分に理解し、大企業とスタートアップ双方に広く普及していくことが重要だと申し上げました。ここに記載されている内容は、新たな規範を示すものではなく、これまで取りまとめられてきたガイドラインの考え方を、各事例に当てはめるとこのようになるだろうという趣旨のものです。これは私の個人的な想像ですが、多くの大企業の法務担当者は、この内容を冷静に受け止めるのではないかと考えています。他方で、一方的な開示要請などの問題は、取引における上下関係のほか、法務や知財に関する中小企業のキャパシティの問題もあると思われる。そのため、前回申し上げたとおり、中小企業やスタートアップのキャパシティビルディングについては、このような報告書の周知を通じて対応していただければと考えています。

○林座長

ありがとうございます。実態調査報告書を作った後、周知・啓発を進める活動も併せて、是非御理解いただきたいと思っております。松橋委員お願いします。

○松橋委員

先ほども申し上げましたが、多くの大企業は紳士的な取引をしてくれますが、中には、手段を選ばず第三者に情報開示させる方々もいらっしゃいます。5年ぐらい前までは、一方的に大企業の購買部署から、値引きを強要するファックスが、我々の経理部宛に毎年送られていましたが、今はそのようなことはなくなりました。やはり公正取引委員会をはじめとした国が警鐘を鳴らしていただくことで、一部の手段を選ばない事業者も、態度を改めるようになると思います。私自身、1月からの取適法の施行を受け、2月に値上げを予定すると同時に、当社の一部の取引において、様々な名目で代金が割り引かれて振り込まれるという状況に対して改善を求めたところ、約2週間以内に全ての取引先が満額で代金を支払ってくれる形となりました。

この経験から、日本において大企業と中小企業のヒエラルキーのギャップを埋めるには、国が一定の指針を示さないと、中小企業だけが動いても全体は変わらないということを改めて認識しました。また、多くの中小企業は、こういった変化が可能であることを、まだ理解できていないのだと思います。本来であれば、1月の取適法施行の段階でこうした取引是正の動きが大企業に対して中小企業からスムーズに行われるべきですが、正直なところ、多くの中小企業はこの事実を知らないのが現状です。私としては、取適法の事例も含めて、このような指針が出されることにより、一部の悪質な企業の行動が健全化し、中小企業の防衛策として効果があると考えています。中小企業側も行動を起こせば、状況を変えられることを認識すべきと考えます。

○林座長

ありがとうございます。今のお話では、松橋委員が御自身から主張したから、すぐに是正されたわけですが、主張していないケースの場合は、今までどおり、一方的に値引きした額を振り込んでくるという可能性があると思いました。せっかく取適法が施行されたところですので、周知を進めることが非常に重要ということがよく分かりました。ありがとうございます。松田委員お願いします。

○松田委員

資料2の69ページの内容について、1点だけ申し上げます。69ページには「著作者人格権の不行使条項の設定」という項目があり、実態としてはそのような不行使の条項が存在します。考え方としては、そのような条項があると著作者人格権を行使できなくなるという、当然のことが書かれています。そして結論部分には、一方的にその条項を設けると独占禁止法上問題となるおそれがあると記載されています。この部分について、実際に著作者人格権の不行使条項を設定するような取引は実務上、実際に行われており、著作者人格権の不行使特約が付くことで、流通性が高まるという利点もあります。そのため、取引のやり方として、

例えばクリエイターが売り切りで満足し、取引を完結させたい場合もあるため、著作者人格権を行使させないと、必ず優越的地位の濫用に当たると読めてしまうと、今の取引が全て駄目になるのではないかという実務への波及効果が大きい部分ですので、この点について、もう少し留保的な表現があっても良いのではないかと考えております。以上です。

○林座長

ありがとうございます。「一方的に」という言葉が頻発しておりますが、事務局で書きぶりの工夫等はございますか。

○公正取引委員会 山岡室長補佐

ありがとうございます。「一方的に」という言葉については、少し離れた箇所になりますが、おっしゃるとおり様々なところで使われているため、報告書の脚注 31 において、優越ガイドラインにおける「一方的に」の考え方を記載するとともに、これ以降の箇所で使用されている「一方的に」の考え方も同様である旨を「以下同じ」という表現により記載しております。優越的地位の考え方として、お互いが納得できるような協議をしてもらうことを前提にしておりますので、このように、「一方的に」という表現の考え方を記載することにより、御指摘のような誤解を生じさせないようにしている次第です。

○林座長

他方で、公正取引委員会の世界では、「一方的に」という言葉について広くコンセンサスがあるかもしれませんが、一般の方には必ずしもそうではありません。つきましては、「一方的に」と表現されている箇所に対して、松田委員がおっしゃったような注釈を加えたり、一般論としての「一方的に」だけでなく、その表現が使われている一つ一つの箇所に関わるリマインドのような説明があれば、より一般の人にも読みやすく、理解されやすくなるのではないかと思います。松田委員お願いします。

○松田委員

おっしゃるとおりだと思います。また、なぜこの項目を特に申し上げているかということ、例えば一方的な開示要請や無償でのライセンス提供要請のように、既に問題がありそうな行為が取り上げられている一方で、著作者人格権の不行使については少し異なると考えているからです。著作者人格権の不行使というのは、実際の取引でも行われているところで、そのような条項を設定すること自体がネガティブなものになるというわけではありません。確かに、一方的に行った場合には濫用行為になるでしょうが、他の問題行為とは1段違うところにあるのではないかという印象があります。そのため、もう少し言葉を補った方が内容がより分かりやすくなるのではないかと考えています。

○名倉委員

松田先生の御意見と同様になりますが、著作者人格権の不行使条項を正常な商慣習だと認識している業界もかなりあると思われ、実際に不当に不利益を与えるものではない例も多いのではないかと考えています。

したがって、「一方的に」という表現や適用要件について論じるよりも、この条項がどのような局面で問題になるのかをより明示的に示すほうがよいのではないかと思います。実際には問題となる場面は限定的だと思われるためです。また、著作者人格権の不行使条項自体を切り口にするだけでなく、その条項が問題となる背景事情として、どのようなケースが考えられるかを例示するような説明も有効かと思います。

○林座長

ありがとうございます。本日の御意見を伺って、再度御検討いただくということでよろし

いでしょうか。

○公正取引委員会 山岡室長補佐
はい。検討いたします。

○林座長
藤田先生お願いいたします。

○藤田弁護士
資料の 72 ページと 73 ページには共同研究開発に関する記載があり、アが知的財産権の一方的帰属に関する内容で、イが名ばかりの共同研究開発等に関する内容になっています。その中で、イの考え方とところに「貢献度を超えて」という記載があります。この点、公正取引委員会のスタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針において、貢献度の考え方について非常に良い記述があると個人的に感じています。そこには、単に費用を負担したという事実だけでは貢献度は測れない旨の記載があったかと思います。つまり、共同研究開発を行う際には、一方が持つバックグラウンド、つまり既存の知的財産の価値も共同研究への貢献として考慮されるべきで、単にお金を払っていけばよいというわけではないことを示しています。一方で、従来の方をそのまま踏襲してしまう人がいるのではないかと思います。そのため、こちらの報告書の中でその点を記載するか、注釈として加えるのかは分かりませんが、「貢献度はお金だけで決まるものではない」という幅広い考え方が示される形になればよいと思います。これはユーザー目線からの指摘でもあります。以上です。

○公正取引委員会 田中室長
ありがとうございます。表現について検討させていただきます。

○林座長
ありがとうございます。こういうものを作る側は認識していることでも、読む方は必ずしもそうとは限りません。つきましては、脚注などで参考情報として示していただくだけでも大変参考になるのではないかなと思います。続いて、近藤様お願いいたします。

○日本経済団体連合会 近藤産業技術本部上席主幹
3 ページの名ばかり共同研究開発等についての記載ですが、ここでは受注側が大半又は全ての技術を用いて研究を行った場合でも、その成果を発注者側に帰属させられる事例を示していると思います。しかし、この部分だけを読むと、共同開発ではなく、委託研究として発注しているケースが除外される必要があるのではないかと感じます。例えば、大企業が中小企業に開発を委託した場合は、基本的に委託元である大企業に権利が帰属すること自体は問題ないと考えています。現状の書きぶりだと、そういったケースが除外されずに、一律に優越的地位の濫用として問題になるおそれがあると読めてしまうのではないかと思います。このため、そこに関する注釈や補足を検討していただけると良いのではないかと思います。

○公正取引委員会 山岡室長補佐
ありがとうございます。これも検討させていただきます。

○藤田弁護士
今の点について少し申し上げます。おっしゃるとおり、委託研究開発という契約名で行われるものは多くありますが、その実態が基本的に共同研究開発のような内容である場合があります。私も経験がありますが、共同開発とすると会社の稟議を得にくいので、委託研究や

委託開発という契約名にすることで稟議を早く通すケースがあります。ただ、実態としては相手方のノウハウや知的財産をフルに活用しながら成果物を作り出していくため、共同研究開発に近いことも多いようです。そのため、こちらは誤解を招かないような形で対応した方がよいのではないかと考えています。

○林座長

ありがとうございます。一言で委託といってもありとあらゆることが行われている実態がありますので、両方の御意見を踏まえて、事務局の方で御検討いただければと思いました。

○公正取引委員会 山岡室長補佐

承知いたしました。事例 64 についてですが、こちら、名ばかりの共同研究開発の話をしておりますが、この事例は、委託取引において、一方当事者だけで生み出した発明についても、取引先に単独で出願させられてしまったという、正に御指摘いただいたケースに該当する事例ですので、その点補足させていただきます。

○林座長

ありがとうございます。名倉先生お願いします。

○名倉委員

委託研究についての議論になりましたので、申し上げますと、正に藤田先生がおっしゃったように、なぜ委託研究だと稟議が早くなるのかということ、大企業側には、委託研究だから知財を召し上げてもいいという感覚があるのではないかと思います。しかし、その委託の内容自体が高度で知的な成果物を生み出すものである場合に、本当にコストプラスだけでよいのかという問題もあります。この点は取適法の考え方の中にも含まれてくるかもしれませんが、対価の設定については十分に協議をすることが前提であり、それを注記にでも示す必要があると思います。そうしないとお金を払えば知財を召し上げてよいというお墨付きを与えたと誤解されるおそれもあり、その点については若干懸念しています。

○林座長

ありがとうございます。それでは他に御意見なければ、これまでの御意見や自由討議に出た議論を踏まえて、事務局からコメントすべきことがあれば、お願いいたします。

○公正取引委員会 田中室長

ありがとうございます。様々な御意見いただきました。都度申し上げましたが、今回いただきました意見を踏まえて、表現ぶり等検討させていただきたいと思います。

(4) 事務局説明 (②知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書 (素案) について)

○林座長

それでは、続きまして、事務局から資料 4 に基づき、本ワーキンググループの報告書の素案について御説明いただきます。

○公正取引委員会 全課長補佐

それでは、知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書につきまして、御説明差し上げます。こちら詳細な報告書となっており、具体的には、本報告書において、今後策定する指針に盛り込むべき事項について、御提案をいただきます。そして、この御提案に基づきまして、今後、公正取引委員会、中小企業庁、特許庁において指針を策定するというふうな位置付けとなっております。

それでは内容に入っていきたいと思います。この報告書と、今後策定を予定している指針との関係につきましては、第2の指針についてという項目があるところ、こちらと大体対応すると考えて頂ければと思います。内容としては、各項目①に現状の課題等、②に課題に対する、本ワーキンググループでいただいた御意見について紹介差し上げております。そういった御意見を踏まえまして、③において指針に策定すべき方向性を示すものとして、解決の方向性という構成になっております。

なお、②の本ワーキンググループにおける御意見等につきましては、現時点では前回の第2回までの御議論をまとめたものとなっております、今回以降の御議論を踏まえまして修正を予定しているものとなっております。

それでは早速内容に入りたいと思います、資料4の3ページ目を御覧いただければと思います。第2の指針についてです。まず、1つ目の位置付けについてです。こちら大きく分けて(1)と(2)の2つございます。

まず、(1)の指針の対象についてです。指針の対象における、現状の課題等では、骨太の方針等において、独占禁止法の指針を策定すると示されたことなどの記載がございます。

こちらに対して、本ワーキンググループにおける御意見としては、例えば知的財産の獲得過程など、どの段階の行為を問題としているのといったことを示す方が良いといった御意見をいただいたところです。

これを踏まえまして、解決の方向性としましては、これまでの実態調査においても、様々な取引段階の事例が紹介されておりますので、それぞれの事例がどの取引段階に当たるのかといったものを示した上で、それぞれに応じた独占禁止法上の考え方を示すことが求められるといった方向性を示しております。

続きまして、(2)の既存の指針等との関係性の整理についてです。こちらの現状の課題等は、知的財産取引に関する指針については、複数の指針やガイドラインが存在している現状があり、それらの対象とする業種や分野が異なり、網羅的に関係性が整理されているわけではないといった課題を紹介しております。これに対する本ワーキンググループでの意見としましては、知的財産権の搾取や優越的地位の濫用についての関係、情報については散在してしまっているといった御意見をいただいたところです。そこで、解決の方向性としましては、既存の指針との関係を整理して、事業者にとって活用しやすい指針を目指すべきであるといった解決の方向性を提示しております。以上が位置付けでした。

続きまして、2の主要項目について御説明します。こちらが報告のメインとなるところです。まず(1)の知財等に関する実態調査報告書との関係についてです。今回、実態調査報告書というものを作成することが予定されておりますが、実態調査報告書と本ワーキンググループ報告書との関係性については、アの優越的地位の濫用、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法についてという部分です。こちらの現状の課題等においては、既に令和6年度の企業取引研究会においても、実態調査の結果を指針に反映すべきといったことが示されておりました。これも踏まえまして、実際に解決の方向性としましては、実態調査の内容を踏まえまして、独占禁止法、取適法の考え方を示す旨記載しております。2つ目の類型ごとの方策等についてです。まずは現状の課題等についてですが、例えば、労務費転嫁指針においては、法令違反となる行為に限らず、取引上の問題の未然防止の観点から、求められる行動が示されております。また、今回実施しました実態調査においても、例えばベストプラクティスを示してほしいといった期待の声が寄せられております。

他方で、本ワーキンググループでは、そういったベストプラクティスについて指針に策定すること自体の有用性についての疑問の声がありました。ベストプラクティスを示すとそれが唯一の解決策と誤解される懸念の御意見もいただいたところです。そこで、解決の方向性としましては、今回の実態調査報告書で確認された類型ごとに参考にすべきポイントですとか、取引上の問題解決に資する要素を示してはどうかとする一方で、あくまでそれらは個別事例として紹介するものであって、唯一の解決策であると誤解されないように明示する必要がありますといった形で示しております。

続きまして、(2)の対価の設定方法についてです。こちら大きく分けて2つございます。1つ目が成果物に係る対価と知的財産権等の対価の分離・明確化等についてです。こちら現状の課題等として、本来受注者に生じる知的財産権等について、無償提供や低廉な対価での取引がなされているといった事例が確認されたところです。また、取適法におけるアプローチについても示しております。具体的に、取適法の運用基準においては、給付の内容に知的財産権の許諾や譲渡を含める場合、給付の内容の一部として、その譲渡や許諾の範囲を明示する必要があるといったことが記載されているにもかかわらず、十分な対応がされていないという声があると記載しております。これに対しての御意見としましては、工賃と知的財産部分の対価を分離することが望ましい場合もあるとの御意見をいただいた一方で、分離することが実質的には難しいといった内容ですとか、分離するとかえって安く見積もられてしまうといった可能性も示唆を頂いたところです。これらの御意見を踏まえまして、解決の方向性として、知的財産権等の対価と工賃について区別して対価設定をすることが選択肢の1つとして考えられると示す旨を記載しております。

次に、対価設定の2つ目につきましては、対価設定の選択肢の拡充というところでございます。1つ目、まずこちら現状の課題等につきまして、現状一括払であるが、売上げに応じた額、いわゆるレベニューシェアによる対価設定を望む事例も確認されたところです。また、実際には様々な対価設定の選択肢が考えられるにもかかわらず、十分に反映されていないといった課題があります。

本ワーキンググループにおいては、対価設定の選択肢があるといったことをアナウンスすること自体は有用であるといった御意見もいただいたところですが、他方で例えばレベニューシェアが択一的な選択肢であるというふうに誤解されないようにすることが重要であるといった御指摘もいただいたところです。

そこで、解決の方向性として、多様な選択肢があることを周知すると同時に、特定の対価設定方法が絶対的なものだと受け取られないように留意すべきといった形で、解決の方向性を示しております。以上が対価の設定という部分になります。

3のその他の項目に移ります。こちら大きく分けて2つです。

1つ目は、契約書のひな形やチェックリストの要否に関して記載しております。現状、ひな形につきましては、既に多く存在するといった御意見をいただいたところでございます。こちらの解決の方向性につきましては、既に存在しているひな型につきまして、更なる利活用がされる工夫が必要ではないかということを示しております。具体的には、今後策定を予定しております指針において新たなひな型を作成することはせず、既存のひな形を引用して御紹介することを考えております。

続きまして、2つ目、支援体制等についてです。こちら、中小企業のリテラシー向上の必要性についても議論の俎上に挙げられていたところでございますが、現状においても、様々な機関による支援体制が整備されているところでございます。そこで、解決の方向性として、既に存在する知財経営支援ネットワークといった支援機関について指針で紹介することを考えております。以上が「第2の指針について」でございます。

第3の近時の環境を踏まえてという部分についても説明申し上げます。こちらはデータ取引についてです。現状の課題として、今回実施しましたヒアリングについて確認されたところですが、事業者が収集するデータの種類、帰属、利用範囲等の取引条件をきちんと明確化する必要があるという認識を確認したところです。こういったデータ取引につきましては、多くは既存の問題の論点の範囲内に収束するといった御意見をいただいたところですが、既存の論点では対応しきれないデータの論点もあり得るのではといった御指摘もなされたところです。

その上で、解決の方向性として、現状個別にヒアリングをした範囲ではございますが、具体的な事例として表面化しておらず、指針に新たに盛り込むべき内容は見当たらないものの、データに関する動向については引き続き注視していくべきであると示しているところがございます。

続きまして、第4の指針策定後の対応についてです。こちらにつきましては、単に指針を策定するだけでなく、それを周知して活用してもらうことが重要であると考えられます。

実際に本ワーキンググループにおいても周知・広報の重要性の御指摘や、遵守状況のモニタリングを行うことが重要であるといった御意見も頂戴しております。そこで解決の方向性としましては、周知・広報に積極的に取り組むこととしてはどうかという点と、定期的なモニタリングをし、その結果を公表する仕組みを設けることをしてはどうかという点、また違反行為に対して厳正に対処していくとしてはどうかという点を示しております。

以上、本ワーキンググループ報告書の素案の説明となりますが、こちらの資料につきましても非公表とさせていただきますので、この点、御了承いただければと思います。私からの説明は以上です。

○林座長

ありがとうございました。ただいま御説明がありました資料4の内容について、まず御質問がございましたらお伺いしたいと思います。

○松田委員

ありがとうございます。14ページの解決の方向性において、本指針の遵守状況について定期的なモニタリングと結果の公表する仕組みとありますが、ここでいう公表というのは、実態調査報告のように個社名が匿名化された形での公表であるのか、あるいは個社名の公表も含んだものなのかという点について御質問したいと思います。

○公正取引委員会 柴山課長

具体的にどのような仕組みになるかという点は、現時点では確定しておりませんので、今後の検討とさせていただきます。

(5) 自由討議 (②知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書 (素案) について)

○林座長

自由討議に移りたいと思います。今回、本ワーキンググループ報告書については、できるだけ多くの疑問点・御意見を承ればと思っておりますがいかがでしょうか。松田委員お願いします。

○松田委員

続けて失礼します。対価の設定方法について、コスト部分と付加価値部分に分ける方法も1つの選択肢として指針に示すべきだという内容が書かれています。その内容自体には全く異論はありませんが、これまでの意見にもあったように、今後特にコンテンツ分野などで原価構造が変わってくる可能性があります。従来のような人件費中心から、AIシステムの費用など新たな形態に変化していく正に過渡期にあるのだと思います。そのため、コストや付加価値の細分化が買ったたきを招くなど、必ずしも受託事業者にとってポジティブな影響をもたらさない場合もあるという点は留意すべきです。記載内容は正しいですが、他方で、委託事業者側が「区別したほうがよいのではないか」と誤解し、実質的に過去の価格と比較して値下がりしてしまうような反作用が起こり得ることも懸念されます。現状では選択肢の1つと記載されていますが、分けて悪いことはないように読めてしまうので、ケースバイケースでの判断とし、何らかの留保を入れていただけるとありがたいと考えています。

○林座長

事務局の方から何かございますか。

○公正取引委員会 全課長補佐

御意見を踏まえまして、書きぶりや表現の部分については工夫したいと考えています。また、留保を入れるべきという点や、ポジティブな面だけでないという点についても、本ワーキンググループ内で必要な意見として追加させていただければと思います。おそらく、そのような意見を追加したほうがよいという趣旨だと理解しておりますが、いかがでしょうか。

○松田委員

本ワーキンググループにおける意見のところでは、既に同趣旨の記載がございますので、どちらかというところと解決の方向性の話になるかと思えます。

おそらくせっかちな事業者の中には、この解決の方向性だけを見て判断しようとする方もいるのではないかと思いますので、必ずしもそうではなく、1つの選択肢として存在していることを示すことは悪くなく、そのように読めるような表現にできればと思っています。できればその表現をもう少し検討していただけるとありがたいです。

○林座長

コスト部分と付加価値部分を分けることで買ったときになるようなロジックはどのようなものでしょうか。

○松田委員

アウトプットが同じものであっても、今後はおそらくコストは下がる方向に進むのではないかと思います。その分、例えば AI システムなど、システムへの投資にリスクを持って取り組むことになるのではないかと考えています。そのため、一取引あたりの費用は一見安くなる部分があっても、事業者にとっては巨額のシステム投資を行っている場合もあります。そういった意味で、これまでと比べて最終的なアウトプットが大きく変わらないにもかかわらず、コストが可視化することで、収益が減少してしまう可能性があります。具体的には、これまで 20 万円かかっていた作業が、実際には 2 万円でできるようになるかもしれませんが、その前提としてシステムへの投資が存在しているというような例です。このように、コスト構造が変わりつつあることも念頭に置く必要があるのではないかと考えています。

○林座長

ありがとうございます。AI が人間に代替する部分について、人間の役割の評価がなくなってしまうと、今おっしゃられたようなリスクが高まるかもしれません。しかし、そういうものではないという理解のもとで、現在 AI の利用が進められているのだと思います。

○松田委員

そうです。卑近な例かもしれませんが、例えば弁護士業も同じような話があると思っています。おそらく掛ける時間はどんどん減っていく一方で、むしろアウトプットベースの価格設定にしていかないと、かえってまずいのではないかという意見もあると思います。そういう意味でも、必ずしもコストを可視化することが受託事業者にとってプラスになるとは限らないのではないかと考えています。

○林座長

ありがとうございます。名倉委員お願いします。

○名倉委員

同じ箇所について、用語的な問題ですが、冒頭に知的財産権等を定義しており、知財、ノウハウ、データと定義されています。今回の実態調査では、アニメなどのクリエイターに関わる分野まで視野に入れていただいていると思いますが、おそらくクリエイターの方々は自

分自身には知財がないと考えているのは当然だと思います。先ほどの議論でも触れられたように、作画を行う方は著作権人格権を行使しないというのが慣習となっている部分もあります。そうした点から考えると、この記述はどちらかというメーカーの方々に向けたメッセージとして読まれるのではないかと思います。つきましては、知的労働に対する対価という受け取り方ができるような表現があれば、より望ましい表現になるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○公正取引委員会 全課長補佐

御指摘を踏まえて表現ぶりにつきまして検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○林座長

他にありますでしょうか。12ページの第3のデータ取引のところも第3回議論を踏まえて今後修正予定です。AIの話もありましたが、何か本日御意見いただけたところがあったら、そちらを加筆してもいいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは次に支援体制についてはいかがでしょうか。報告書の11ページから12ページにかけて支援体制が記載されています。先ほど松橋委員からも、中小企業側の自身の権利に対する認識が非常に重要であり、中小企業自身で権利を主張していただくためにも、この支援体制が重要なのだと思います。12ページには知財経営支援ネットワークが例示されていますが、特許庁では20年以上前から知財総合支援窓口を設置していますし、東京都の知財総合センターも今回オブザーバーとして参加していただいています。このワーキンググループ報告書や指針が出た際には、様々な啓蒙活動を展開していただけるのではないかと思います。東京都知財総合センターや特許庁の方々から、支援体制についての考えや御意見があればお伺いしたいと思います。特許庁吉澤様お願いします。

○特許庁 吉澤総務部長

ありがとうございます。御説明いただいたとおり、知財経営支援ネットワークには、私ども特許庁、中小企業庁、INPIT、日本商工会議所様及び日本弁理士会様も参加しております。また、先ほど座長からお話のあった知財総合支援窓口は、各都道府県に設置されていて、活動の起点となる場所です。ここでは知財に関する幅広く様々な相談を受ける位置付けとなっています。今回の知財取引に関する指針について、この知財経営支援ネットワークを通じて支援や啓発を行う予定であり、ネットワークの参加者とも連携・協議しながら、できる限りの対応を進めてまいりたいと思います。

○林座長

東京都知財総合センターの琴寄様はいかがでしょう。

○東京都知的財産総合センター 琴寄氏

東京都知的財産総合センターです。私どもは啓発活動としてセミナーの実施や、知的財産の交流研究会という組織を運営しており、その中で内容を広めたり啓発を図ったりしています。しかし、おそらくそれだけでは十分に広がらないと感じています。先ほどの議論でも出ましたが、これまで政府側が出しているガイドラインの存在や内容を中小企業が知らなかったというケースがかなりあります。そのため、私どもも引き続き啓発活動を進めていくとともに、政府側の相談窓口を含めて今回の内容の普及や支援体制の充実をお願いしたいと思います。

○林座長

ありがとうございます。是非そのような支援体制の充実を全国で実現できると良いと思っ

ております。小島様お願いします。

○日本商工会議所 産業政策第一部 小島副部長

ありがとうございます。日本商工会議所の小島と申します。よろしくお願ひいたします。私どもからは、報告書の内容について特に異論はありませんが、支援機関としての立場もありますので、今後の指針について簡単に2点申し上げます。

1つ目は、事業者にとって活用しやすい指針の策定についてです。先ほど御説明がりましたが、知財取引については複数の指針が存在しているため、知財の知識やリソースが乏しい中小企業では、どのケースでどの指針を参照すればよいか判断に迷うことがあります。そのため、新たな指針を作成する際には、既存の指針との関係性を整理し、中小企業にも分かりやすく、使いやすい指針とすることを期待しています。

2つ目は、先ほども触れられたひな形やチェックリストの作成と周知についてです。残念ながら既存のひな形の認知は十分とは言えません。今回の実態調査を踏まえ、既存資料の引用も含めた形でひな形やチェックリストの作成や周知は有効だと考えております。中小企業が円滑な取引の参考や交渉材料に活用できるだけでなく、我々支援機関の担当者が事業者支援の道筋やゴールを明確にできるというメリットもありますので、是非御検討いただければ幸いです。

私どもも先ほど御紹介いただいた知財経営支援ネットワークの一員として、中小企業や支援機関のリテラシー向上に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。以上です。

○林座長

事務局から、これまでの御意見や自由討議において出た議論を踏まえまして、特にコメントすべきことがあれば、お願ひいたします。

○公正取引委員会 全課長補佐

今回いただきました御意見を踏まえまして、改めて報告書の内容につきましては、再検討させていただき、次回のワーキンググループにて提出させていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(6) 閉会

○林座長

ありがとうございます。それではまとめに入りたいと思います。本日は有益な御議論をいただきまして、ありがとうございます。資料2の実態調査報告書について、様々な御意見をいただいたところがございますので、是非事務局に御検討・反映をお願いしたいと思っております。資料4の本ワーキンググループの報告書の素案につきましても、本日いただいた御意見をもとに、バージョンアップをしていきたいと思っております。第5の「おわりに」のところ東京都知的財産総合センター様や商工会議所様からいただきましたように、様々な指針がたくさん出ている中ですので、指針の活用促進のためにも、各省庁が実施している関連する支援事業等を横断的に紹介するなど、関係各機関におかれまして、経済団体とも連携して、周知徹底や支援体制の強化に取り組んでいただくということを「おわりに」において示しております。

次回、令和8年2月27日開催の第4回知的財産取引適正化ワーキンググループでは、今回の御意見を踏まえ修正した実態調査報告書と本ワーキンググループ報告書について、議論することを予定しております。今回の議論も含め、策定される指針が知財取引適正化の推進に大きく貢献するものとなること、また、指針策定後の実効性が十分に確保されることを期待しております。事務局において、引き続きの御検討をお願いしたいと思います。

それではこれもちまして、第3回知的財産取引適正化ワーキンググループを閉会いたします。本日は御多忙のところ活発な御意見を頂戴し、また熱心に御検討いただきましたことを厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。